

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

大防法条項 石綿則条項		本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.7	
		石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去					切断等を伴う 封じ込め 囲い込み
		建築材料の種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有 保温材等		石綿含有吹付け 材・保温材等	
		石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧 隔離養生等	
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要	要	
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要	要	
法第 18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則 5 条	大防法及び安衛法・石 綿則の届出	要	要	要	要	要	
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要	要	
-	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要	要	
	27 条	特別教育	要	要	要	要	要	
	14 条	保護具着用	要	要	要	要	要	
	7 条、15 条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要	
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6 条	隔離	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	
		セキュリティゾーンの 設置	要	-	要	-	要	
		負圧の確保、集じん・ 排気装置の設置	要	高性能真空掃除 機による除じん	要	高性能真空掃除 機による除じん	要	
		機器による漏えいの確 認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	要	
		負圧の確認	要	-	要	-	要	
	右欄に記載	湿潤化等 ²⁾	要 (13 条)	要 (13 条)	要 (13 条)	要（6 条ただし 書き、13 条）	要 (13 条)	
	30 条	清 掃	要	要	要	要	要	
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要	要	
		粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	
		隔離解除のための粉じ ん飛散状況確認	要	-	要	-	要	
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要	

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 (2)

大防法条項 石綿則条項		本文記述箇所	4.8.1	4.8.2	4.10.2	4.9
		石綿含有建材 除去等の工法	切断等によらない除去			切断等を伴わない 封じ込め、 囲い込み ¹⁾
		建築材料の種類	石綿含有保温材等			石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等
			配管保温材	屋根用折板裏 断熱材		
		石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	湿潤化して原形の まま取り外し	非石綿部での切断 による除去	断熱材を折板に付 けたままの除去	作業場を隔離養 生(負圧不要)等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要
規則 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要
18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則 5 条	大防法及び安衛法・石 綿則の届出	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
－	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	要	要	要	要
	7 条、15 条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6 条	隔離	隔離養生 (負圧不要) ²⁾	－	隔離養生 (負圧不要) ²⁾	隔離養生 (負圧不要) ²⁾
		セキュリティゾーンの 設置	－	－	－	－
		負圧の確保、集じん・排 気装置の設置	－	－	－	－
		機器による漏えいの確 認	－	－	－	－
		負圧の確認	－	－	－	－
	右欄に記載	湿潤化等 ³⁾	要 (6 条ただし書き)	－	要 (6 条ただし書き)	－
	30 条	清 掃	要	－	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	－	要	要
		隔離解除のための粉じ ん飛散状況確認	－	－	－	－
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。

2) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

3) 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 (3)

大防法条項 石綿則条項		本文記述箇所	4.11			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等 によらない除去	切断等 による除去	切断等 によらない除去	切断等 による除去
		建築材料の種類	石綿含有成形板等			
			石綿含有成形板等		石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り 外し	湿潤化等	原形のまま取り 外し	作業場を隔離養生（負圧不要） 湿潤化等
18条の15第1項 規則16条の5	3条	事前調査	要	要	要	要
18条の15第6項 規則16条の1	4条の2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18条の15第5項	3条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則第16条の4	4条	作業計画の作成	要	要	要	要
18条の17	安衛法88条第3項 規則第5条	大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18条の15第5項 規則16条の9、10	3条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4第二号	15条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
—	33条	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要
	19条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27条	特別教育	要	要	要	要
	14条	保護具着用	防じんマスク又は 電動ファン付	防じんマスク又は 電動ファン付	防じんマスク又は 電動ファン付	電動ファン付
	7条、15条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6条の2、6条の3	隔離	—	—	—	隔離養生 (負圧不要) ¹⁾
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等 ²⁾	— ³⁾	要 (13条第1項)	— ³⁾	要 (6条の2)
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	30条	清掃	要	要	要	要
	6条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18条の14 規則6条の8	3条、35条、36条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4（3）3）を参照）

2) 石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

3) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（4）

大防法条項 石綿則条項		本文記述箇所	4.12			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去 （電動工具は使用しない）		切断等による除去 （電動工具を用いて除去）	
		建築材料の種類	石綿含有仕上塗材			
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	湿潤化		作業場を隔離養生等	
			（例 高圧水洗除去）	（例 剥離剤併用手工具ケレン除去）	（例 ディスクグラインダー除去）	（例 集じん装置付きディスクグラインダー除去（HEPAフィルター付き））
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要
法 18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則第 5 条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
—	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	防じんマスク又は電動ファン付き ¹⁾	防じんマスク又は電動ファン付き ¹⁾	電動ファン付き	電動ファン付き
	7 条、15 条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	6 条の 2 6 条の 3	隔離	—	—	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要） ²⁾
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等 ³⁾	要 （13 条第 1 項）	要 （13 条第 1 項）	要 （6 条の 3）	要 ²⁾ （6 条の 3）
		（飛沫防止等の養生）	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	—	—
		（床防水養生）	○ ⁴⁾	—	—	—
		（汚染水処理）	○ ⁴⁾	—	—	—
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	30 条	清掃	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和 2 年基安化発 0817 第 1 号を参照。

2) 湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4（3）3）を参照）。

3) 石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

4) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。